

昭和廿二年八月拾九日

昭和二十二年度第二、四半期産業資金

計画に關する件(案)

(昭和二十二年八月九日)
(経済安部本局)

一、昭和二十二年第二、四半期産業資金總額を三百四十億五億円とし、内復興金融公庫百四十億円、一般金融機関百九十九億円、直接投資百五億円とする。

二、復興金融公庫については、

(1) 復興金融公庫の融資總額を二百億九十九億円とし、内一般産業資金百四億六十九億円、公団所費資金九億六億三千萬円とする。

(2) 右の一般産業資金中普通融資によることのできるものについては、極力普通融資の方法を活用することとし、この場合必要により復興金融公庫保証の方法

を併用する。

(3) 右の復興金融公庫保証額は大体二十億円程度とし、既融資回収その他も考慮して、復興金融公庫の資金調達額は百四十億円程度とする。

三、一般金融機関については、

(1) 一般金融機関の融資總額を百九十億円とする。

この中には前記復興金融公庫保証融資及び地方公共団体に対する融資を含むものとする。

(2) 一般金融機関の資金増加は一般自由預金増加を三百三十億円と見込み、第一貯銀資金減少百億円、同種域同前並同収四十億円程度とし、差引總額二百七十億円程度とする。

(ハ)

概々二百七十億円の中その五割百三十億円程度は金融
機関の自主的融資に充当し、残余の五割は大部分を國
債、地方債、復興債、等の財政資金に、一部を緊要な
産業資金に運用するものとする。

裏面白紙

参考表の一 昭和二十二年 第二四半期
 融資金庫 復興金融庫 融資金見込

(単位百万円)

種別	金額	種別	金額	種別	金額
一 一般産業資金		其の他	三〇〇	既融資金回収	四〇、九〇
鉱業	五、六四五	小計	一〇、四六〇	保証融資	三〇、〇〇
繊維工業	二八〇	二 公用事業資金		差引	一四、〇〇
金属工業	六六〇	石油	三七六	復興金融庫融資	
機械器具工業	六四〇	配炭	三二九〇		
窯業	四〇	産業復興	三七二		
化学工業	一、四一〇	肥料	二一八八		
電業	四〇〇	價格調整	二八五〇		
農林水産業	六五〇	船舶	六五四		
交通業	二八五	小計	九、六三〇		
中小工業	一五〇	融資合計	二〇、〇九〇		
(輸送産業を含む)					

(3)

備考

- 一 本表は一般の基準を示すものであるが、実施上極力削減を期するものとし、必要の場合には科目間の融通を為すことあるものとする。
- 二 普通融資可能のものは、極力普通融資の方法を適用する。
- 三 其の他の予期せざる事情に基く資金の需要に対し、必要とするものとする。
- 四 本表の融資金額は既融資金回収分を控除しないものである。

裏面白紙

参考表の二
昭和二十二年年度第二四半期
一般金融機関融資見込

種別	金額	種別	金額	種別	金額
一般金融機関		土 建 業	六五〇	二 計	二〇〇〇
銀行	一一〇	農林水産業	一五〇	合 計	一九〇〇
信託	三二五	交 通 業	一三〇		
金 業	二〇〇	商 業	一〇〇		
貸付	二五〇	中 小 工 業	四〇〇		
貸付	三三〇	輸出入業	一〇〇		
貸付	三三〇	貸付	一〇〇		
貸付	一六〇	貸付	一〇〇		
貸付	一七〇	貸付	一〇〇		
貸付	四五〇	貸付	一〇〇		

(単位百万円)

裏面白紙

備考

- 一、本表の金額は融資総増額である。
- 二、統制金融機関とは融資規制の適用を受ける金融機関非統制金融機関とはその他の金融機関を云ふ。
- 三、統制金融機関の「その他」には地方公共団体融資を含む。